

<過去のお知らせ>

アナログ周波数変更対策とは

現在のテレビ（地上アナログ放送）は、さらなる多機能化、高画質化を目指して2011年を目途にデジタル化することになっています。この地上デジタル放送に使用する電波を確保するため、一部の地域において現行のアナログ放送のチャンネルを変更する必要があります、これらの地域では放送事業者においては送信チャンネルの変更等の工事、受信者においては変更後のチャンネルが受信可能となるよう受像機のリモコンのチャンネル設定の変更等の対策が必要となります。これらの対策をアナログ周波数変更対策と呼んでいます。

このアナログ周波数変更対策に要する費用は、当該変更工事を実施した放送事業者、一般の受信者等に対して一定の範囲内で国が負担することになっています。

アナログ周波数変更対策における当会の業務とは

当電波産業会は総務大臣が指定周波数変更対策機関の指定を受け、国の交付金をアナログ周波数変更対策に要する費用に充てるための給付金支給業務を行います。

また、これらの対策についての照会・相談に応ずる業務、広報活動、アナログ周波数変更地域における受信実態調査等の必要な業務を行い、この対策の円滑な実施を図ることとしています。

また、テレビ受信チャンネルが変更となる地域の一般受信者の方等への周知広報も行うことにしています。

“地上デジタルテレビ・アナログ周波数変更対策情報”へのリンク

※ アナログ周波数変更に関するホームページを開設しました。

<http://www.arib.or.jp/anahen/index.html>

総務省”デジタル放送”へのリンク

※ 地上デジタル放送に関してお知りになりたい方
アナログ周波数変更についてもっと詳しく知りたい方
その他これらに関する情報をお知りになりたい方は

総務省 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html